

鹿屋体育大学学術情報リポジトリ運用指針

平成 20 年 1 月 29 日
附属図書館長決定

(趣旨)

第 1 この指針は、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）において運用する鹿屋体育大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用指針について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この指針において「リポジトリ」とは、学術情報基盤の充実を図り、本学の学術研究の発展に資するとともに社会に貢献することを目的として、本学において作成された学術研究成果を電子的に収集・蓄積・保存し、学内又は学内外に無償で発信・提供することをいう。

(管理運営)

第 3 リポジトリの管理運営は、附属図書館において行うものとする。

(登録対象)

第 4 登録対象となる学術研究成果は以下の要件を満たすものとする。

- (1) 学術的な研究の成果であること。
- (2) 電子的フォーマットで作成されていること。
- (3) ネットワークを通じて配信できること。

(登録者)

第 5 リポジトリに学術研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 本学の教職員及び大学院生
- (2) その他附属図書館長が特に認めた者

(登録)

第 6 登録者は、リポジトリの登録システムを通じて、学術研究成果を登録することができる。また、登録者の依頼を受けて、附属図書館は代行して学術研究成果をリポジトリに登録できる。

(附属図書館の利用)

第 7 附属図書館は、以下の方法によりリポジトリに登録された学術研究成果を利用する。

- (1) 当該学術研究成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて前号の複製物を不特定多数に無償で発信・提供する。
- (3) 保存及び利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行う。

第 8 附属図書館は、リポジトリに登録された学術研究成果の利用については、以下のことを遵守する。

- (1) 前項に掲げた利用方法以外による利用は行わない。
- (2) ネットワークを通じて学術研究成果を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう周知する。

(利用許諾)

第 9 登録者は、附属図書館に対し、第 7 に掲げた利用を無償で許諾する。その際、登録者は、あらかじめ他の著作権者から許諾について同意を得ていなければならない。

(著作権)

第 10 学術研究成果がリポジトリに登録された後も、著作権は、附属図書館に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(公開の解除)

第 11 附属図書館は、以下の場合に、リポジトリに登録された学術研究成果の公開を解除することができる。

- (1) 登録者が理由を付して公開の解除を申し出た場合
- (2) 公序良俗に反する、盗用・剽窃による成果である、又は内容が著しく不適切である等の理由により、附属図書館長が公開の解除を決定した場合

(免責事項)

第 12 附属図書館は、第 8 の 2 号に掲げた事項を行った上で、リポジトリに登録された学術研究成果を利用することによって発生した登録者又は著作権者の損害については、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第 13 この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成 20 年 1 月 29 日から施行する。